

遠 征 費 補 助 細 則

1 補助申請書の提出期限

遠征出発日の2週間前までにスポーツ都市推進課に提出すること。

2 収支決算書の提出について

大会終了後1ヶ月以内に収支決算書、大会成績報告書等をスポーツ都市推進課に提出すること。ただし、収支に過不足が生じた場合、変更申請書を添付して提出すること。

(1) 戻入の取り扱い

- ・変更申請書を提出し、後日戻入金を納入する。
- ・戻入扱いとなる事例
 - ①大会全日程終了前に敗退し、帰着が早まった。
 - ②日程、参加人員等で申請書に過誤があった。
 - ③その他

(2) 追給の取り扱い

- ・変更申請書、理由書及び振込依頼書等を提出する。
- ・追給扱いとなる事例
 - ①日程、参加人員等で申請書に過誤があった。
 - ②事故、災害等で帰着が遅れた。
 - ③その他

平成22年12月1日一部変更

平成24年3月31日一部変更

平成26年4月1日一部変更

平成28年4月1日一部変更

平成30年4月1日一部変更